



医療健康情報管理者研修会 開催報告

主催：一般社団法人 医療健康情報認証機構（JACHI）

一般社団法人 医療健康情報認証機構（会長 田中 滋 慶応義塾大学 名誉教授）主催の「医療健康情報管理者研修会」が、夏の暑さが残る 8 月 25 日（土）午後 1 時より、インテリジェンスプラザ（YS 新横浜ビル 5 階）において開催されました。

医療健康情報の健全な発展のため、JACHI では「Web 情報の適切な管理」と「信頼性の高い健診情報の確保」の普及活動をしています。そのため、医療健康情報の利活用の向上と、それに伴って起こり得る問題と対策、運用方法などに対し客観的な評価ができるプロフェッショナルな人材の育成を活動の大きな柱としています。

この研修会では、健診や人間ドック業務に関わっている方を対象に、「Web 認証」「情報品質認証」で要求される事項、また健診情報を適切に伝達するために必要とされる評価項目、手続きなどを習得していただくことを主たる目的としています。

研修会の受講前と受講後でそれぞれテストを実施し、どの程度理解度が向上したかを評価しています。

研修会終了時には修了証が発行され、その後「医療健康情報管理者」資格が認定されます。

午後 1 時開始となった研修には、全国から 40 名の受講者が参加されました。吉田勝美専務理事より開講

のご挨拶とこの研修の全体像の説明があり、講義へと進みました。

◆◆ 講義内容 ◆◆

1. 情報セキュリティ対策 ～企業（組織）が実施しなければいけない最低限の情報セキュリティ対策～

田中 孝典 氏

（NPO 法人 ちば経営応援隊 IT コーディネータ・情報処理安全確保支援士）

2. 健診業務と P マーク ～P マーク認定指針第 4 版を踏まえて～

蓮池 豪 氏

（一般財団法人 京浜保健衛生協会 渉外部 次長）

齋藤 長慎 氏

（一般財団法人 京浜保健衛生協会 業務部 次長）

3. 改正医療法と JACHI Web 原則

吉田 勝美

（JACHI 専務理事、産業医科大学 産業衛生教授）

講義 1. 情報セキュリティ対策 ～企業（組織）が実施しなければならない最低限 の情報セキュリティ対策～

講師：田中 考典 氏(NPO法人ちば経営応援隊ITコー
ディネータ・情報処理安全確保支援士)



講師：田中 考典 氏

「新5分でできる！ 情報セキュリティ自社診断」というパンフレットが独立行政法人情報処理推進機構（IPA）から発行されています。そのなかの「新5分でできる自社診断シート」（25項目のチェック項目）にお答えいただき、0点の方が多かった項目について重点的にお話します。また、0点の方がいなかった項目のうち、私の方でピックアップした項目やリクエストがあった項目についてもお話ししたいと思います。

各項目の説明に移る前に、情報セキュリティ対策の第一歩として、何が重要な情報であるかの認識合わせを組織内で行うことが重要です。

No. 3 パスワード管理

以前は定期的に変更することを推奨していましたが、現在は漏えいしたときなど必要に応じて変更すればよいとされています。ただし、クラウドサービスは管理者が漏えいしていることに気が付かないケースが多いため、定期的に変更することが必要です。

No. 4 機器の設定

買ってきたネットワーク接続機器（Webカメラ等）については、管理者のID・PWを初期値から変更する、共有範囲の設定を確認する等の対策が必要です。また、従業員の異動や退職時には設定をそのままにせず、変更や削除をするようにしましょう。

No. 5 情報収集

脅威や攻撃の手口を知り、その情報を組織内で共有することが重要です。

NO. 6 電子メールのルール

標的型メールの攻撃者は巧妙な手口で騙そうとします。偽装を見抜くポイントは下記ですが、不審なメールの情報を共有することが重要です。

送信者の偽装：差出人の本当のアドレスを確認する
ファイルの偽装：拡張子を表示する設定にする、一旦デスクトップ等に保存しプロパティを確認する

リンクの偽装：htmlで表示しない設定とする

No.10 ウェブ利用のルール

ポータルサイトの広告が書き換えられ、その広告上にカーソルを置いてしまったことでウイルスに感染するケースもあります。業務ではポータルサイトをなるべく使用せず、直接目的のサイトにアクセスするルールとする等の対策が必要です。

No.11 バックアップのルール

パソコンの故障や誤操作、ランサムウェアへの感染に備え、重要なデータは共有のサーバーやハードディスクにバックアップを保存しておくことが必要です。バックアップした媒体は、バックアップが終わったら外して保管しましょう。

No.16 重要機器の管理

ノートパソコン、携帯端末、USBは盗難やうっかり持ち帰ることを防止しましょう。ワイヤーロックは瞬間的な盗難には効果がありますが、夜間、休日の盗難は防げません。

NO.20 セキュリティ意識付け

繰り返しの意識付けやヒヤリハット事例の共有が必要です。そのために、普段からそういった情報を提供してもらいやすい環境をつくるのが大切です。セキュリティ教育は、一方的な通知ではなく事例を見ながら討議する方が有効です。

No.21 BYOD（Bring Your Own Device）について

個人の端末は管理が行き届かないため、基本的には個人の端末と業務用の端末は分ける必要があります。ルールで禁止していても実際に使用しているケースがあるため、ルールを守ってもらえるようにする方法を考えておく必要があります。

No.23 外部サービスの利用

サービスレベルや会社の業務継続性があるかどうかを十分に確認することが重要です。また、情報公開範囲の設定を確認することも必要です。重要なデータは社内にバックアップを取っておきましょう。

No.24 事故対応について

対応マニュアルの作成や対応体制の明確化などの事前準備と普段から予行演習をしておくことが大切です。

す。事故の報道があった際に、自分のところで起こったと仮定してどのように対応するかを検討しておくといよいでしょう。

最後に、情報セキュリティ対策実施は、ルールを設定 (P)、ルールに従って運用 (D)、実施記録を分析 (C)、ルールを見直す (A)、の PDCA サイクルを回すことがポイントとなります。

講義 2. 健診業務と P マーク

～P マーク認定指針第 4 版を踏まえて～

プライバシーマーク認定指針第 4 版と当協会での取り組みについて

講師：齋藤 長慎 氏（一般財団法人 京浜保健衛生協会 業務部 次長）



講師：齋藤 長慎 氏

私からは、プライバシーマーク認定指針第 4 版についてと当協会での取り組みについてお話します。これからお話しする内容は、当協会の解釈も含まれているため 100%正しいものではないかもしれませんが、それをご承知いただいた上で参考にして

頂ければと思います。

◆保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針第 4 版について

2018 年 4 月に保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針第 4 版が公表されました。当協会が考えるポイントは、以下の 2 点です。

① マネジメントシステムの規格化

「附属書 SL (annex SL)」に準拠したことにより、JIS Q 15001 2017 は、規格本文、および附属書 A～D という構成となっています。附属書 A の管理策を実施することで P マーク審査では本体の要求事項が満たされます。

認定指針は、JIS Q 15001 の項目番号と項目名ごとに下記の構成になっています。

- A. JIS Q 15001：附属書 A（管理策）
- B. 保健医療分野で解釈
- C. 最低限のガイドライン
- D. 推奨されるガイドライン

保健医療分野においては、附属書 A の管理策、および C. 最低限のガイドラインの項目を実施することが P マーク取得の原則となります。なお、参考ですが、附属書 SL の要求項目に沿うことで PDCA サイクルが明確になっています。

② 改正個人情報保護法への対応

個人情報保護法が改正されたことに対応し、個人識別番号、匿名加工情報、要配慮個人情報の取扱いが追加されました。

◆当協会の取り組みについて

保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針第 4 版への対応として、事業者の対応が必須である下記について対応しています。

1. 要配慮個人情報（新設）
2. 個人データの提供に関する措置
3. 外国にある第三者への提供の制限（新設）
4. 第三者提供に係る記録の作成・第三者提供を受ける際の確認など（新設）
5. 匿名加工情報（新設）
6. 正確性の確保
7. 個人情報の特定
8. 個人データの提供に関する措置
9. 委託先の監督
10. 認識
11. 運用の確認

また、セキュリティへの取り組みとして、下記を実施しています。

1. 個人情報処理専用ネットワーク
2. フロアに関するセキュリティ
3. 使用が終わった受診票等の管理
4. パスワードの運用変更
5. 巡回健診のパソコン使用での対策

当協会の健診の取り組みについて

講師：蓮池 豪 氏（一般財団法人 京浜保健衛生協会 渉外部 次長）

私からは、当協会の健診の取り組みについてご紹介します。当協会では、健診において下記のような取り組みをしています。

① スタッフ管理のシステム化

「スタッフ手配管理システム」の導入

② レントゲン車への対応

デジタル化、AED やドライブレコーダーの標準装備

③ 渉外職の意識向上

セキュリティ面：PC の分離、USB の限定等での個人情報

情報の物理的制御

教育面：見積書・受注確認書・契約書の確認、厚労省や全衛連の通達に基づく情報提供、定期的な勉強会

④ 届け出関係（コンプライアンス）

⑤ 精度管理

⑥ 気象状況への対応

巡回健診における災害時対応の取り組み



講師：蓮池 豪氏

講義 3. 改正医療法と JACHI Web 原則

講師：吉田 勝美（JACHI 専務理事、産業医科大学 産業衛生教授）

2018 年 6 月に医療法が改正され、医療広告に関する規制が見直されました。これによって Web が広告の範疇となり、規制の対象となりました。逆に以下のものは広告とみなされないとされています。

1. 学術論文、学術発表等
2. 新聞や雑誌等での記事
3. 院内掲示、院内で配布するパンフレット
4. 患者等からの申し出に応じて送付するパンフレットやEメール

医療分野で消費者契約が関係するのは、自由診療の範囲となります。健診については、一部を除いて消費者契約対象となります。例えば、必要のないオプショ

ン検査を過剰につけることは過料契約にあたります。

JACHI Web 10 原則には以下の項目があります。各項目の詳細は資料に記載してありますので、お時間のある時にご覧ください。Web ページを外部の業者に委託する場合、業者任せではなく、チェック体制や管理体制を整備することも必要です。



講師：吉田 勝美

◆医療機関がとる部分

- 原則 1 説明責任
- 原則 2 著者表示
- 原則 3 開示
- 原則 4 医療健康コンテンツ
- 原則 7 管理職
- 原則 8 ポリシーと手順
- 原則 10 セキュリティ

◆受診者、保険者との関係

- 原則 5 インフォームドコンセント
- 原則 9 プライバシー

◆外部リソースとの関係

- 原則 6 リンクパートナー

改正医療法、消費者契約法を受け、適切な情報開示が求められます。また、Web の持つ情報発信機能を活かすため、JACHI Web 原則の遵守が薦められます。

以上

今回の「医療健康情報管理者研修会」開催につきましては、日程・内容等が決まり次第、ご案内いたします。

◆お問い合わせ先◆

一般社団法人 医療健康情報認証機構（JACHI）
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-15-10 YS 新横浜ビル 5F インテリジェンスプラザ内
TEL：050-3776-9203 FAX：045-534-7556
E-mail：info@jachi-md.org URL：http://www.jachi-md.org